

令和7年門審第41号

裁 決

押船A1 被押はしけA2 乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A1 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年11月10日16時48分

山口県小串港西方沖合

2 船舶の要目

船 種	船 名	押船A1	はしけA2
-----	-----	------	-------

総 ト ン 数	18トン
---------	------

全 長	14.81メートル	57.00メートル
-----	-----------	-----------

機関の種類	ディーゼル機関
-------	---------

出 力	1,518キロワット
-----	------------

3 事実の経過

A 1 は、船体中央やや前方に設けられた甲板上高さ約 10 メートルのやぐら上に操舵室を配置した鋼製押船で、同室前部中央にダイヤル式操舵装置及び機関操縦レバー、その左舷側に G P S プロッター 2 台及びレーダーをそれぞれ備え、a 受審人ほか 4 人が乗り組み、船首 0.9 メートル船尾 2.2 メートルの喫水をもって、捨て石 912 立方メートルを載せ、船首 3.3 メートル船尾 3.4 メートルの喫水となった非自航式鋼製はしけ A 2 の船尾凹部に船首を嵌合して全長約 60 メートルの押船列（以下「A 押船列」という。）を構成し、令和 6 年 1 月 10 日 13 時 00 分関門港田野浦区太刀浦ふ頭を発し、小串港に向かった。

ところで、小串港の西方に位置する山口県男島とその南方の本州との間の約 1,500 メートルの海域には、魚礁を含め多数の浅所が存在し、海上保安庁刊行の本州北西岸水路誌によれば、男島から南方陸岸間は、暗礁でほとんどふさがっているので航行しない方がよい旨が記載され、a 受審人は、同海域に浅所があることを認識し、平素、男島付近を航行するときには、男島北方沖合を航行していた。

a 受審人は、小串港南西方沖合で昇橋して甲板員と交替し、1.5 海里レンジとしたレーダー及び 0.75 海里レンジとした G P S プロッター 2 台をいずれもコースアップ表示で作動させて操舵室中央に立った姿勢で単独の船橋当直に就き、16 時 00 分僅か過ぎ小串港川棚防波堤灯台（以下「川棚灯台」という。）から 244 度（真方位、以下同じ。）3.2 海里的の地点で、針路を男島北方沖合に向く 020 度に定め、6.0 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a 受審人は、16 時 04 分半僅か過ぎ川棚灯台から 250 度 2.8

海里の地点に達したとき、航程を短縮できる男島南方沖合を航行することとし、同沖合に向けた針路とすると浅所に乗り揚げのおそれがあったが、海面が静穏で浅所は目視できたり、海面の色で分かったりするので、海底地形や海面状況を目視確認しつつ低速で航行すれば、浅所を縫うように航過できると思い、平素どおり男島北方沖合を航行するなど、針路の選定を適切に行わず、針路を男島南方沖合に向く062度に転じた。

こうして、a受審人は、男島南方沖合に設置された魚礁に向首した状況となって続航し、16時25分半少し過ぎ川棚灯台から270度1,600メートルの地点に至り、1.5ノットの速力に減じて進行していたところ、16時48分川棚灯台から305度800メートルの地点において、A押船列は、原針路及び原速力のまま、前示魚礁に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、A2の船首部船底外板に破口及び凹損等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、小串港西方沖合において、同港に向けて航行する際、針路の選定が不適切で、男島南方沖合に設置された魚礁に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、小串港西方沖合において、同港に向けて航行する場合、男島南方沖合に浅所があることを認識し、平素、男島付近を航行するときには、男島北方沖合を航行していたのだから、平素どおり男島北方沖合を航行するなど、針路の選定を適切に行うべき注意義務があった。し

かし、同人は、海面が静穏で浅所は目視できたり、海面の色で分かたりするので、海底地形や海面の状況を目視確認しつつ低速で航行すれば、浅所を縫うように航過できると思い、針路の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、男島南方沖合に設置された魚礁に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

門司地方海難審判所

審判官 西 村 勇 二